会長		担当理事		会計	

埼医業Ⅱ第1061号
令和 3年 9月 2日

各郡市医師会長　殿

埼玉県医師会長　金井　忠男
(担当常任理事　寺師　良樹)

放射線業務従事者等の健康管理等の徹底について（通知）

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、埼玉県保健医療部長より標記の件について、別添のとおり通知がありましたので貴会におかれましてもご了知いただき、会員等への周知方にご高配くださいますようお願い申し上げます。

担当　埼玉県医師会業務Ⅱ課　児島
電話　０４８－８２４－２６１１

埼玉県医師会 収受 3.9.-3 661 号

写

医第５７８－２号
令和３年９月１日

一般社団法人埼玉県医師会会長
一般社団法人埼玉県歯科医師会会長　様

埼玉県保健医療部長　関本　建二
（公印省略）

放射線業務従事者等の健康管理等の徹底について（通知）

本県の保健医療行政の推進につきまして、日頃から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について令和３年８月２６日付け事務連絡により厚生労働省医政局地域医療計画課及び同省労働基準局安全衛生部労働衛生課から、別添のとおり通知がありました。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、貴会会員への周知について御配慮を賜りますようお願いいたします。

また、厚生労働省からの通知については、医療整備課のホームページに掲載しておりますので御参照ください。

≪参照≫
医療整備課「厚生労働省等からの通知」ホームページ
http://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/kouroushou-tuuchi-home.html

担　　当　医療整備課医務担当　浅利
電　　話　０４８－８３０－３５３９
ＦＡＸ　０４８－８３０－４８０２
E-Mail　a3530-03@pref.saitama.lg.jp

事　務　連　絡
令和３年８月26日

各 ｛都道府県／保管所設置市／特別区｝ 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

放射線業務従事者等の健康管理等の徹底について

平素より厚生労働行政に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、労働安全衛生法及び電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号。以下「電離則」という。）において、電離放射線健康診断の実施等、放射線業務従事者の健康管理に係る措置を講じることが事業者に義務付けられています。併せて、電離則第58条では、電離放射線健康診断結果報告書を所轄の労働基準監督署長に提出することが義務付けられておりますが、一部の病院又は診療所では、電離放射線健康診断結果報告書の提出が徹底されていないことが懸念されます。

このため、別添のリーフレットを配布する等により、貴管下の関係医療機関および関係団体等に対し、当該報告の義務を周知いただきますようご協力をお願いします。

また、放射線業務従事者等に係る健康管理の推進を図る観点から、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第30号）第30条の18第２項及び電離則第８条に基づく対象者に係る線量の適切な測定が引き続き重要となりますので、併せて周知いただきますようお願いいたします。

放射線業務を行う事業主の皆さまへ　　〔別添〕

電離放射線健康診断結果報告書を労働基準監督署に必ず提出ください

労働安全衛生法令で規定されています

1　電離放射線健康診断は年２回行ってください

放射線業務（エックス線装置の使用の業務など労働安全衛生法施行令別表第２に掲げる放射線業務）に常時従事する労働者で管理区域に立ち入る方に対し、**雇い入れ・配置替えの際**と**その後６か月以内ごとに１回**、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければなりません。（電離放射線障害防止規則第56条）

① 被ばく歴の有無（被ばく歴を有する方は、作業の場所、内容と期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無、その他放射線による被ばくに関する事項）
② 白血球数と白血球百分率の検査
③ 赤血球数の検査と血色素量の両方、またはヘマトクリット値の検査
④ 白内障に関する眼の検査
⑤ 皮膚の検査

※ 雇い入れ・配置替えの際の健康診断では、④の項目は使用する線源の種類等に応じて省略できます。
※ ６か月以内ごとに１回、定期に行う健康診断では、
- 医師が必要でないと認めるときは、②から⑤までの項目の全部または一部を省略できます。
- 健康診断を行おうとする日の属する年の前年１年間に受けた実効線量が５mSvを超えず、かつ、健康診断を行おうとする日の属する１年間に受ける実効線量が５mSvを超えるおそれがない方は、②から⑤までの項目は、医師が必要と認めないときには、行う必要はありません。

2　電離放射線健康診断結果報告書を提出ください

６か月以内ごとに１回の定期の電離放射線健康診断を行ったときは、遅滞なく、**電離放射線健康診断結果報告書（様式第２号）**を所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。（電離放射線障害防止規則第58条）

（参考）
令和３年４月１日から、電離放射線障害防止規則が改正され、眼の水晶体に受ける等価線量限度は、５年間で**100**mSvかつ１年間で**50**mSvとなっています。

改正内容の詳細はこちら⇒

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

（令和３年８月）

電離放射線健康診断結果報告書（様式第２号）

厚生労働省ホームページからダウンロードできます

電離健診　報告書　検索

様式第2号（第58条関係）（表面）

電離放射線健康診断結果報告書

報告種別	80307	労働保険番号	都道府県 / 管轄 / 基幹番号 / 枝番号 / 一連番号
対象年	7：平成 9：令和 （年号 / 1～9年は1桁） （　月～　月分）（報告　回目）	健診年月日	7：平成 9：令和 （年号 / 1～9年は1桁 / 1～9月は1桁 / 1～9日は1桁）
事業の種類		事業場の名称	
事業場の所在地	郵便番号（　　） 電話　（　）		
健康診断実施機関の名称及び所在地		在籍労働者数	人

	男	女	計		
従事労働者数	人	人	人	検査の種別	検査コード / 検査コード / 検査コード 具体的内容（　）
有所見者数（受診所見の内訳は裏面に記入すること。）	人	人	人		

受診労働者数		実効線量による区分		眼の水晶体の等価線量による区分		皮膚の等価線量による区分	
1		検出限界未満の者	男　人　女　人 計　人	検出限界未満の者	男　人　女　人 計　人	検出限界未満の者	男　人　女　人 計　人
2		5ミリシーベルト以下の者（1を除く）	男　人　女　人 計　人	20ミリシーベルト以下の者（1を除く）	男　人　女　人 計　人	150ミリシーベルト以下の者（1を除く）	男　人　女　人 計　人
3		5ミリシーベルトを超え20ミリシーベルト以下の者	男　人　女　人 計　人	20ミリシーベルトを超え50ミリシーベルト以下の者	男　人　女　人 計　人	150ミリシーベルトを超え500ミリシーベルト以下の者	男　人　女　人 計　人
4		20ミリシーベルトを超え50ミリシーベルト以下の者	男　人　女　人 計　人	50ミリシーベルトを超える者	男　人　女　人 計　人	500ミリシーベルトを超える者	男　人　女　人 計　人
5		50ミリシーベルトを超える者	男　人　女　人 計　人				

ページ　／　続ページ

産業医　氏名　　所属機関の名称及び所在地

年　月　日　　事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受付印

ご不明な点がございましたら、最寄りの労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。